

消防施設及び設備の整備に関する補助制度の改善を求める 意見書

本市においては、社会情勢に適切に対応し、あらゆる災害から市民の生命、身体及び財産を守るため、災害時の防災拠点となる消防施設等の整備に努めるとともに、迅速な出動体制や的確な消防体制の整備を進め、更なる消防力の充実強化を図っているところである。

こうした中、消防ヘリコプターのうち1機が、長期間にわたる運航等により維持管理が不可能になって更新する必要性が生じたが、これに対し、国の補助金は、車両、航空機等について更新整備より新規整備が優先されるなど配分方針が変更され、本市消防ヘリコプターの更新整備への補助についても不採択とされた。

東日本大震災のような大規模な災害に即応するためには、消防車両、消防ヘリコプター等の装備の充実強化を図りつつ、一度強化した装備についてもその消防力を維持するために計画的な更新が必須であるが、現状の国の補助制度においては、新規整備が優先され、また、補助基準額についても消防防災施設整備に対するものも含めて実情に合わないものとなっており、制度の改善が求められるところである。

よって、国におかれては、自治体消防の消防力及び災害対応力の維持・強化を図るため、次の事項について特段の措置を講ぜられるよう強く要望するものである。

- 1 緊急消防援助隊設備整備費補助金を消防車両、ヘリコプター等の新規整備のみならず更新整備に対しても、不採択とすることなく交付すること。
 - 2 緊急消防援助隊設備及び消防防災施設の整備に対する補助基準額を引き上げること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年3月18日

議会議長名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 宛て
総務大臣
財務大臣
消防庁長官